

住宅の無料耐震診断

倉吉市が行います

平成30年度木造住宅耐震診断事業

平成12年以前の古い基準で建築された住宅は、耐震性が不足している可能性があるため、耐震改修等をお勧めします。倉吉市では、耐震診断・改修設計・耐震改修または建替え、除却、耐震シェルター設置にかかる費用を補助し、耐震化による住宅の安全性の向上に取り組んでいます。

まずは耐震診断から、住まいの耐震化を検討しませんか？

募集期間延長！ 平成30年12月28日（金）まで





対象となる住宅は？

以下の①～⑤を全て満たすものが対象となります。

- ① 倉吉市内に建築されているもの
 - ② 木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の部分の床面積が延べ床面積の1/2以下であること）
 - ③ 平成12年5月31日以前に建築されたもの（ただし、平成12年6月1日以降に増築工事を行っている場合は対象外となります）
 - ④ 延べ床面積が220㎡以内、階数2階以下のもの
 - ⑤ 以下のいずれかの工法で建築されたもの
 - （ア） 在来軸組構法
 - （イ） 伝統的工法
 - （ウ） 枠組壁構法
- *プレハブ工法、丸太工法などは対象外となります。



耐震診断の内容は？

耐震診断を行う技術者は、倉吉市が業務委託した民間建築団体に所属する建築士から選定され、診断士として派遣されます。

耐震診断の方法は、「一般診断法」です。耐震改修の必要性を判断することを目的とした方法で、住宅の壁や天井等をはがすことなく、目視による建物外部（敷地・外壁・屋根）および内部（各室内・床下・天井裏）の調査や、既存の図面を基に住宅の耐震性能を診断します。（所要時間は3時間程度）



申し込み方法は？

下記をご確認のうえ、必要な書類を窓口へ提出または、郵送してください。

募集期間：平成30年12月28日（金）まで

申請時に必要な書類：

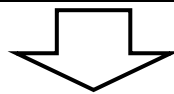
- ・倉吉市木造住宅耐震診断申請書（倉吉市役所建築住宅課窓口、または倉吉市ホームページから入手できます）
- ・位置図（住宅地図等に建物の位置を明記したもの）
- ・申請建物の建築年月日が確認できるもの（確認済証、登記事項証明書の写し等）
- ・建物の所有者が分かる書類（登記事項証明書の写し等）
- ・固定資産税 課税明細書（毎年、税務課から送付されるもの）
- ・窓口で申請書を記入される場合は、印鑑（認印）をご持参ください。

無料耐震診断事業の流れ



事前相談

無料耐震診断事業の対象になるか、事前に窓口へご相談ください。
その際、できれば位置図（住宅地図等に建物の位置を明記したもの）、
申請建物の建築年月日が確認できるもの（確認済証、登記事項証明書の写し等）、
建物の所有者が分かる書類（登記事項証明書の写し等）、固定資産税 課税明細書
（毎年、税務課から送付されるもの）をご用意ください。



申し込み 平成 30 年 1 2 月 2 8 日（金）まで

左ページ 3 段目をご参照ください。



診断日時の調整（職員が電話連絡します。☎0858-22-8175）

担当診断士や診断日の調整について電話で連絡します。



耐震診断の実施（申請者の方は立会いをお願いします。）

現地での調査を行います。診断方法については左ページ 2 段目をご参照ください。



耐震診断結果の通知・結果説明（市役所内会議室を予定しています。）

耐震診断の結果を申請者の方へ通知し、診断士から内容をご説明します。



住宅の耐震診断を受けるメリットは？

- ◎住宅が大規模な地震の揺れに対して、倒壊等の被害を受ける危険性が数値でわかります。
- ◎耐震性を知り、地震対策や耐震改修等の検討資料となります。



その後、耐震に関する補助金制度は？

改修設計、耐震改修・建替え・除却、耐震シェルターの設置等について補助金を受けられる制度があります。

<対象となる住宅>

- ・倉吉市内に建築されている一戸建ての住宅
- ・平成12年5月31日以前に建築されたもの
- ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

<補助対象事業>

- ◎改修設計（補強工事又は建替工事にかかる設計費用が対象）
補助金の額:設計費用の2/3、最大16万円が助成されます。
 - ◎耐震改修・建替え（耐震改修にかかる工事費用が対象）
補助金の額:工事費用の1/3または2/3（建築年による）、最大100万円が助成されます。
 - ◎除却（耐震改修にかかる費用相当分が対象）
補助金の額:工事費用の23%、最大82万2千円
 - ◎耐震シェルターの設置（耐震シェルターの設置に要する費用）
補助金の額：設置費用の23%、最大82万2千円
- ★「倒壊の危険性が低い」と判定されたものについて、屋根瓦の耐震対策（屋根の軽量化または屋根瓦の落下防止措置）にかかる費用の補助もあります。
補助の額：工事費用の1/3、最大30万円



お問合せ先：
倉吉市役所（南庁舎）建築住宅課 建築指導係

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722
電話：0858-22-8175
FAX：0858-22-8140